

みや わか

市議会だより



11月臨時会
12月定例会

審議結果	2
各常任委員会報告・市長報告	3~4
一般質問	5~9
編集後記、まちの話題	10

No.77

令和5年2月1日号

審議結果報告

11月臨時会

議案番号	議案名	議決内容
議案第31号	令和4年度宮若市一般会計補正予算（第2号）について	原案可決

12月定例会

議案番号	議案名	議決内容
議案第32号	宮若市手話言語条例の制定について	原案可決
議案第33号	地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決
議案第34号	宮若市特別職職員の給与等に関する条例及び宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第35号	宮若市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	継続審査
議案第36号	令和4年度宮若市一般会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第37号	令和4年度宮若市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第38号	令和4年度宮若市下水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第39号	令和4年度宮若市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第40号	令和4年度宮若市水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議員提出 議案第6号	買い物対策の充実を求める決議（案）	原案可決



会計	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	185億2,193万5千円	3億1,248万6千円	188億3,442万1千円

補正予算の主な内容は、物価高騰対策として住民税非課税世帯等への給付金、燃料費価格高騰対策として燃料費等助成事業となっております。

全会一致で可決

令和4年度一般会計補正予算（第2号）



会計	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	188億3,442万1千円	1億4,769万9千円	189億8,212万円
国民健康保険特別会計	33億9,467万7千円	217万8千円	33億9,685万5千円
下水道事業会計（収益的支出）	4億325万9千円	△148万円	4億177万9千円
下水道事業会計（資本的支出）	9億3,991万3千円	47万5千円	9億4,038万8千円
簡易水道事業会計（収益的支出）	1億7,969万9千円	33万2千円	1億8,003万1千円
水道事業会計（収益的支出）	4億9,866万9千円	522万1千円	5億389万円

補正予算の主な内容は、障害者総合支援費、電気・ガス・ガソリン等価格高騰による保育所のかかり増し経費への補助事業となっております。

全会一致で可決

令和4年度一般会計補正予算（第3号）及び各特別会計補正予算

委員会報告

12月定例会



委員長 安永 友則

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

宮若市特別職職員の給与等に関する条例及び宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、宮若市特別職職員の給与等に関する条例、及び宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部を改正するものです。

主な質疑

・人事院勧告とは、どのような内容の調査なのか。

答弁

・従業員数50人以上の約1万1800事業所が対象で、約45万人の個人別給与を調査するものであり、役職段階・勤務地域・年齢等を同じくする者同士を比較するもの。

全会一致で可決

宮若市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

宮若市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定を取り消すため、議会の議決を求めます。

主な質疑

・各郵便局と各コンビニエンスストアの利用件数は。

全会一致で可決

答弁

・各郵便局の利用件数は年間43件。コンビニエンスストアごとの件数は、把握できていない。

意見

・コンビニエンスストアごとの件数を調査してほしい。
・山口郵便局だけ残すのは、公平性が欠けるのではないか。

全会一致で継続審査



委員長 柴田 裕美子

宮若市手話言語条例の制定について

手話は言語であるとの認識に基づき、障がいのある人もない人も共に尊重し合う地域共生社会の実現のため、条例を制定するものです。

主な質疑

・条例制定に伴い、今後どのような施策を行うのか。

答弁

・現在、手話奉仕員養成講座の開設や手話通訳の派遣等事業を行っているが、その他の施策については現時点で具体的には決まっていないため、関係団体と協議を行いながら、対応可能な施策について段階的に進めていく予定。

意見

・手話通訳者の後継者不足などの問題に

ついて、条例の制定に則り、早急に解決を進めていただきたい。

全会一致で可決

市長報告

◆市長報告 1

新型コロナウイルス感染症対策におけるワクチン接種について

本市のワクチン接種者数は、11月18日現在、2回目接種完了者が22,077人、3回目接種完了者が17,826人、4回目接種完了者が10,393人、5回目接種完了者が441人で、国の算出方法による令和4年1月1日現在の本市の全人口に対する接種率は、2回目接種完了者が81.5%、3回目接種完了者が65.8%、4回目接種完了者が38.4%、5回目接種完了者が1.6%です。

また、9月16日付けの厚生労働大臣通知により、オミクロン株対応ワクチンによる接種が開始され、本市は、10月からオミクロン株対応ワクチンによる追加接種を行っています。

さらには、追加接種の接種間隔が5箇月から3箇月に短縮され、4回目又は5回目の接種を迎える方については、随時、接種券を送付しています。

加えて、接種対象年齢が5歳以上から

生後6箇月以上に引き下げられ、生後6箇月から4歳までの乳幼児については、11月から市内医療機関で個別接種を行っています。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種については、実施期間が令和5年3月31日までとなっているので、実施期間内に全ての希望者が接種できるよう、市公式ホームページや広報紙等で周知を図ります。

◆市長報告 2

52 訴えの提起及び民事調停の報告につ

4月14日に福岡地方裁判所直方支部へ市営住宅明渡し訴訟を提起した結果、6月7日に勝訴の判決を得ています。

次に、滞納月数が3箇月以上の者、6名を対象に民事調停の手続きを行いました。1名は調停の申立て前に滞納家賃の納付がなされています。

残る5名のうち2名は調停期日前に納付がなされ、2名は調停が成立しました。1名は調停が不成立となっています。

調停が不成立となった1名は、令和4年9月議会でも、訴えの提起について専決処分の報告をしましたが、6月24日に福岡地方裁判所直方支部へ明渡し訴訟を提起した結果、10月4日に勝訴の判決を得ています。

可決された 決議

買い物対策の充実を求める決議

高齢化が進む中で、日常の買い物に困っている市民が増加しており、特に交通が不便な地域では深刻な問題となっている。

このような中、市内でも身近な食料品店舗の閉店が相次いでおり、市民の買い物の利便性が著しく低下している。身近な店舗の閉店は、日常の買い物に苦勞している高齢者にとっては、生活に直結する課題である。

また、買い物の利便性の低下は、定住人口減少の一因ともなり、本市にとって、重要かつ喫緊の課題でもある。

市長は、「市民目線で誰一人取り残さない市政」を掲げており、この困難に直面している市民のため、支援を行うことが必要と考える。

よって、本市議会は、買い物対策について様々な施策を講じて支援を行うことを市に強く要望するものである。

以上、決議する。

提出者：清水 健太郎、藤春 優二、柴田 裕美子、松岡 史倫

賛成者：寶部 勝、安永 友則、安河 英幸、谷口 重隆

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。 <http://www.db-search.com/miyawaka-c/index.php/>

次回の定例会は **3月1日(水)** 開会予定です。
皆さんの傍聴をお待ちしています。

新型コロナウイルス感染者の発生状況によっては、傍聴をお控えいただくことがあります。

本会議・各常任委員会等の日程については、日程が決まり次第、宮若市のホームページに掲載します。

小さなお子さんをお連れの方は議場への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。

鶴田の内水問題のその後について問う 塩川市長の行政運営について問う



和田 善久

幼児健診について 駐車場について



梁矢 正次

問 令和4年9月議会でも一般質問したのち、鶴田自治会に対しどのような動きをしたのか伺う。

答 市長

当該自治会に対して、所管課を通じて協議を行うため調整するよう指示を行っています。当該自治会としては令和4年6月24日に本市に提出した抗議文の内容が全てであるとのことであり、未だ協議には至っていない状況ですが、所管課が内水対策に関わる詳細については当該自治会に説明を行っています旨の報告は受けています。

問 本年9月27日付けで、小竹町から弁護士費用1,250万円程の請求があり、さらに11月2日付けで再度小竹町から再請求されたが、この1箇月以上も回答をしなければ理由を伺う。また、その判断は誰がしたのか伺う。

答 市長
小竹町からの最初の請

求文書には、本市に対して書面による回答や回答期限について、何ら記載がありませんでしたが、その後、郵送された再請求文書には、回答期限が記載されていたことから、11月8日に小竹町に対し、本市の対応について回答書を郵送しているところであり、その判断は私が行っています。

問 11月18日までの回答期限を切られて回答した中身について伺う。

答 市長

本市が行った仮処分申立てについては、小竹町が主張する「重大な落ち度があった」との事実はなく、また、請求文書には、賠償請求を行う法的根拠の記載はありませんでした。本市としては、小竹町が委任した弁護士に対し支払った弁護士費用を支払う法的根拠はなく、支払うことはできない旨の回答書を同年11月7日付けで郵送しています。

問 市長と教育委員会との関係について伺う。

答 市長

普通地方公共団体は執行機関として市長のほか、行政委員会等を置く必要があり、教育委員会も当該執行機関のひとつです。執行機関は、それぞれ明確な所掌事務の範囲と権限を有しており、教育委員会については、教育事務に関し、首長から一定の独立した責任を負っています。

教育については、政治的中立性や継続性及び安定性の確保が強く求められ、合議制の機関を通じて公正中立な意思決定や住民意思の反映を図ることが適当であるとの考えから、教育委員会がその事務を管理、執行することとされています。

なお、総合教育会議等を通じて、市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していくよう努めています。

問 弱視の早期発見の取組について。

答 市長

現在は、視力検査用のキットを対象者へ送付し、家庭での視力検査を行っています。今後は、弱視の早期発見ができるよう、体制づくりに努めます。

問 斜視や強い遠視などによって、視力が正常に育たない弱視の子どもは、50人に1人の割合と言われており、3歳児健診で見つけて治療をすれば、小学校に入る前に治せるとも言われています。検査においての問題点等について。

答 健康福祉課長

視力検査のキットを使っている家庭での検査については、家庭環境や子供の発達状況によって、検査がうまくいかない場合もあると聞いています。

問 子どもの目の機能は、6歳までにほぼ完成するため、3歳児健診において、異常を見逃している

しまうと、十分な視力が得られないと言われていて

答 市長

早期発見には、スポーツビジョンという屈折検査が有効であると言われていて、検査はともども簡単で、近視や乱視などを検査できます。

宮若市に屈折検査を導入し、弱視を見逃すことなく、早期発見につながるしていきたいと思うが、市長の見解を伺う。

答 市長

体制づくりを整えていきたいと思えます。

問 庁舎正面駐車場の出入口の安全対策について。

答 市長

庁舎正面駐車場については、令和2年5月の開庁に伴い供用開始し、令和3年度に旧庁舎跡地に整備した駐車場の供用開始後は、それぞれの駐車場との往来が可能となる現在の形態になっています。

庁舎正面駐車場の入口及び出口については、両

方から出入りができるようにすると事故につながる恐れがあるため、来庁者の車両が交錯しないよう、一方通行としています。

当初は、間違っ出口から進入する来庁者も見受けられたことから、複数の案内板を設置し、表示を大きくするなどして、来庁者への周知に努めています。

また、通路の路面標示についても来庁者がわかりやすい標示に変更することにより、安全かつスムーズな通行が可能となるよう安全対策を図っているところですが、今後も、状況に応じて、安全対策に努めます。

問 西側の駐車場に一箇所出入口を設ければ、正面玄関の駐車場もスムーズに通行が可能になると思うが、市長の見解を伺う。

答 市長

市民の方が、安心安全で事故なく出入りができるように、検討・研究をさせていただきます。

第2次宮若市総合計画「後期基本計画」(案)について



藤春 優二

問 第2次宮若市総合計画後期基本計画は宮若市を取り巻く近年の社会変化に対応した地域の自主性・独自性に合わせた実効性の高い計画を目指し策定されるものと考え、提出された後期基本計画(案)の各基本的施策の目標指標の算出根拠や各基本計画の施策について伺う。

答 平成30年から令和3年までの実績を踏まえて設定しています。実施の中で基本構想の目標人口27,000人を目指していきます。

問 市長の考える基本計画に反映する交流人口を経済効果につなげる施策について伺う。

答 各目標指標を達成した先の目標達成事項を設定するべきだと考えるが、市長の考えを伺う。

問 旧ドリームホープ跡地を農業観光交流拠点として開発、整備する中で、交流人口を増やし、経済効果を得る施策を考えています。

答 市長 旧ドリームホープ跡地を農業観光交流拠点として開発、整備する中で、交流人口を増やし、経済効果を得る施策を考えています。

問 後期基本計画には現状の人口推移を踏まえた目標指標を立てるべきだと考えるが、市長の考えを伺う。

答 市長 後期基本計画には現状の人口推移を踏まえた目標指標を立てるべきだと考えるが、市長の考えを伺う。

問 令和9年度の老朽危険空家等解体撤去補助金交付件数、目標指標20件の算出根拠を伺う。

答 市長 基本的施策が7項目あります。それに基づいて施策の大綱、そして実施計画を執行していく中で人口が増えていく条件が整い人口が増えていくものと考えます。総合計画ですからそれぞれの施策

問 令和9年度の老朽危険空家等解体撤去補助金交付件数、目標指標20件の算出根拠を伺う。

答 市長 基本的施策が7項目あります。それに基づいて施策の大綱、そして実施計画を執行していく中で人口が増えていく条件が整い人口が増えていくものと考えます。総合計画ですからそれぞれの施策

問 令和9年度の老朽危険空家等解体撤去補助金交付件数、目標指標20件の算出根拠を伺う。

答 市長 基本的施策が7項目あります。それに基づいて施策の大綱、そして実施計画を執行していく中で人口が増えていく条件が整い人口が増えていくものと考えます。総合計画ですからそれぞれの施策

問 令和9年度の老朽危険空家等解体撤去補助金交付件数、目標指標20件の算出根拠を伺う。

答 市長 基本的施策が7項目あります。それに基づいて施策の大綱、そして実施計画を執行していく中で人口が増えていく条件が整い人口が増えていくものと考えます。総合計画ですからそれぞれの施策

宮若北部工業用地造成事業について 人事について 市長の国、県との人脈について



弓削田 敬

問 現在までの進捗状況について。

答 副市長 副市長人事はどうなっているのか。

問 市長

答 副市長

問 令和2年9月より福岡県において、宮若北部工業用地造成事業として取組を進めており、令和3年12月中旬より用地補償交渉を開始し、地権者との交渉を重ねています。現在の用地交渉の進捗については、4割強の地権者と契約締結済みです。

答 副市長 副市長の選任については、地方自治法第162条に定められており、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任することとなっています。

問 問題点と解決方法についてどう考えているか。

答 副市長 副市長人事については、本市のまちづくりの姿勢や理念に共感し、宮若市のまちづくりの方向性を理解していただけることを念頭に、副市長の重責を担うことができる方を模索していますが、現時点では提案には至っていません。

問 市長

答 市長 市長就任後の行動についての具体的な内容について伺う。また、その

問 市長

答 市長 市長就任後の行動についての具体的な内容について伺う。また、その

問 市長

答 市長 市長就任後の行動についての具体的な内容について伺う。また、その

問 市長

答 市長 市長就任後の行動についての具体的な内容について伺う。また、その

問 市長

答 市長 市長就任後の行動についての具体的な内容について伺う。また、その

問 結果得た成果を伺う。

答 市長

問 市長

令和4年3月19日に宮若市長に就任して、これまでの都市基盤整備を始め、総合計画に沿った様々な施策の展開など、まちづくりの基盤を引き継ぎながら、福岡県議会議員4期14年という現場での経験をもって国や県との強いパイプを活かした市民目線・市民主体の市政のため、職務を遂行してきました。

問 市長

とりわけ、その人脈を活かした行動については、全国市長会や道路関連の要望活動など上京の折に、関係省庁あるいは各議員会館へ出向いたほか、機会を捉えて県を訪問するなど、本市の円滑な事業推進の一助となるよう、適宜、訪問活動を実施しています。

問 市長

この成果が今後実を結ぶように、引き続き、本市の発展に寄与するよう邁進していきます。

問 市長

この成果が今後実を結ぶように、引き続き、本市の発展に寄与するよう邁進していきます。

問 市長

この成果が今後実を結ぶように、引き続き、本市の発展に寄与するよう邁進していきます。

問 市長

この成果が今後実を結ぶように、引き続き、本市の発展に寄与するよう邁進していきます。

問 市長

この成果が今後実を結ぶように、引き続き、本市の発展に寄与するよう邁進していきます。

ふるさと納税に対する取組と宮若市のPRについて伺う



安河 英幸

性の多様性に関する人権問題の取組について伺う



柴田 裕美子

問 年末になり、どの自治体もふるさと納税が増えていると思うが、最新の状況はどうなっているのか。また、昨年の同時期と比較して伸びているのか伺う。

答 市長

令和4年11月末現在の本市のふるさと納税の実績は、2億696万9千円で、昨年度同時期の実績額8,812万3千円と比較すると、2・3倍の伸びとなっています。

問 市長に就任後約9箇月が経過したが、対外的な宮若市のPRはどんなことを行ったのか伺う。

答 市長

私が教師時代に在籍をした高等学校や母校の同窓会、企業との会合出席の際にはチラシを配布したり、挨拶の中で本市への寄附を呼びかけたりするほか、来客の際など

にも折に触れて積極的にPRに努めています。

問 市長就任後、職員との信頼関係を構築するため、市長が取り組んでいることは何か。また、職員との信頼関係は築かれていると思うか伺う。

答 市長

私が市長に就任後、各課の現状の把握や職員への理解を深めるため、各課の朝礼や各所管が主催するイベント等には、できる限り機会を捉えて参加をしており、職員とのコミュニケーションを図るようにしています。

また、毎週月曜日に、市長、教育長及び全課長級の職員による課長会議を開催し、その中で各執行機関相互の情報交換及び共有、また、職員に対して、私の施策方針やまちづくりの方向性を伝えるし、職員との信頼関係の構築に努めています。

問 市長自ら得た、国の補正予算の動向や情報をいち早く職員に伝え、事業推進を図ることは、市長として重要な仕事と認めるか。また、市長として重要な仕事と認めるか。

答 市長

前市長時代には、市長自ら上京し、情報を収集して、即座に職員に伝え、準備に取りかかる。このようなスタイルで、様々な補助事業を効果的に活用し、事業が進められてきた。頼りになる市長というイメージが、職員だけでなく議員に対してもあった。

このような情報が、市長から下りてきたことがあるか。

答 財政課長

地方交付税の配分額の決定や国の補助金の採択時において、地元選出の国會議員の事務所からいち早く内示額等の情報提供がなされていましたが、最近、その頻度は減少しているように感じています。

問 性の多様性についての認識と啓発活動について。

答 市長

令和4年1月に策定した、「第2次宮若市人権教育・啓発基本計画」において、学校教育、社会教育及び市民啓発を通じて、様々な手法による教育・啓発を実施し、性的少数者に対する正しい理解と認識を図るとともに、当事者の尊厳を保障するための取組を推進することを施策の基本的な方針として定めています。計画に基づき、人権講演会等を開催しています。

問 パートナリシップ宣誓制度について。

答 市長

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力することを約束した一方又は双方が「性的指向が異性のみでない者又は性自認が出る時に届けられた性と異なる者」である二人の者が行政サービスを受ける

ことができるようになる制度となっています。福岡県は、令和4年4月1日から制度を開始しており、県の行政サービスを受けられるようになります。市町村や民間企業にもサービスの提供について働きかけがされており、本市も、県の制度に賛同し、宣誓書受領証の提示により行政サービスを提供できる体制を整えています。

問 みんなのトイレの設置について。

答 市長

本市の公共施設については、本庁舎や支所などの市民が利用する公共施設の大部分は設置していますが、一部、設置していない施設がある状況です。

問 本市の申請率と交付率について。

答 市長

直近の令和4年11月末現在で、申請率は51・6%、交付率は42・8%と

なっており、着実に伸びてきていますが、まだ全国平均には及んでいません。

問 今後の普及率の目標について。

答 市長

国は年度内に100%を目指していますが、本市はまず、全国平均以上の交付率を目指したいと考えています。

問 普及を促進する取組について。

答 市長

現在は、本庁窓口における職員による写真撮影を含めた申請の補助、毎週木曜日の夜間の申請と交付の受付、さらに、休日申請と交付の受付を月1回から2回に増やすとともに、若宮総合支所における申請の補助も実施して、普及の促進に取り組んでいます。今後さらには、マイナンバーカードの啓発を進め、交付率の向上に努めていきます。

市民誰一人取り残さない市政運営を行う事を公約に掲げている、市長の政策及び市民に対する考えを伺う。6月の一般質問を踏まえ、その後のデマンド型区域運行方式による状況と今後の取組について伺う。



清水 健太郎

問 宮田地区では8月にスーパーが閉鎖している。また、12月末をもって若宮地区のスーパーが閉鎖する予定になっている事は当然承知していると思うが、市民生活に支障をきたすことなく、安心して暮らすための政策は考えているのか問う。

答 市長
高齢化が進む中、買い物困難者の対策は、本市にとって非常に重要な課題であると考えています。

問 現在、買い物困難者対策として、グリーンコープに委託して移動販売を行うとともに、市内の商業施設で買い物をしていただくための移動手段としてAIデマンドタクシーのさらなる利便性の向上に取り組んでいます。

答 市長
6月に聞いた内容を踏まえ変わった点と利用状況について問う。

問 市長宛に、若宮地区の自治会から要望書が提出されたと聞いている。内容で市長の考え、対策

を問う。

答 市長

要望書の内容は、福丸地区のスーパーが本年12月末日をもって閉店することに伴い、高齢者などの地域住民の買い物困難者への対応について、市の施策を講じてほしいとの要望ですが、グリーンコープによる移動販売及びAIデマンドタクシーを活用した商業施設への移動の利便性向上を推進し、買い物困難者を極力発生させない地域づくりを推進していきたいです。

問 6月に聞いた内容を踏まえ変わった点と利用状況について問う。

答 市長

本年8月1日よりAIデマンドタクシー東部地域線の運行を開始しました。すでに運行を開始していた他の2地域線では、タクシー型車両各1

台の運行ですが、人口密集地域の東部地域線では、同車両2台で運行を行っています。

運行を開始した8月から9月までの東部地域線の利用者数は640人で、同時期の笠松地域線の利用者数は311人、清水地域線では255人となっております。

また、8月に東部地域線を導入した時に、アプリ予約者の増加を促すため、全ての地域線で利便性向上を目的として、アプリのバージョンアップを図っています。

問 免許返納の状況とタクシー券発行について問う。

答 市長

令和4年11月末現在、宮若市における免許返納の状況は、36件です。運転免許返納者に対するタクシー券の発行を、令和5年度の実施に向けて準備を進めています。

自治基本条例について伺う

問 今後の本市の地域コミュニティの取組と進め方と自治会・公民館・市との関わりをどう進めていくのか。

答 市長

地域コミュニティは、地域性と共同意識を基盤に、住みよい地域社会をつくるため、自ら取り組むことを目的に自主的に形成された団体です。市としては、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重しながら、コミュニティ活動を促進するため、自治会や地域公民館等に必要な支援を行っています。

問 今後、市職員の地域担当制度をどう実施していくのか。

答 市長

現在、本市の8ブロック協議会に約160名の地域担当推進員を配置しています。地域担当制度については、これまで同様、宮若市職員地域担当制度実施要綱に基づき、ブロック協議会と連絡調整を図りながら、事業の支援を行ってまいります。

問 J R宮田バスセンターの今日までの経過と今後の取組はどう行うのか。

答 市長

J R宮田バスセンターは、昭和33年に建設され、平成13年よりJR九州バス株式会社が管理していましたが、令和3年9月議会で報告したとおり、老朽化に伴い、令和3年9月



茅野 勝

末をもって解体がなされ、現在は、同社が設置した仮設待合所と今年9月に本市が設置した仮設トイレが稼働している状況です。

今後の取組については、地元の方々の声を可能な限り反映させた施設として整備を進めるため、太蔵五区自治会連合会の要望書や意見公募した内容を踏まえるとともに、地元の方々にも参加していただくワークショップを開催して、令和4年度中に基本設計を策定する予定です。

また、令和5年度には、トイレを備えたバス待合所の機能を持つ宮若市の玄関口として相応しい施設を新築する方向で計画を進めていきます。

第2次宮若市総合計画後期基本計画(案)について問う

問 各基本的施策の目標指数の算出根拠について問う。

答 市長

今回の基本計画では前期計画の約2.5倍となる196の目標指標を設定しました。各所管が実施する施策の指標を設定し、併せて、計画期間内での指標達成に必要な事業や取組を予定、検討しています。

まずは、引き続き、今年度内の後期基本計画の策定に向けて作業を進めるとともに、計画が完成すれば、設定済みの目標指標の達成に向けて、各施策を着実に実行していきます。

問 目標設定に至るまでの効果検証方法と目標達成までの戦略、いつだれがどれくらいの頻度で進捗管理を行うのかを問う。

答 秘書政策課長

各目標指標の設定方法は、前期基本計画の検証、それから市民アンケート結果を踏まえ設定しているものや、社会情勢の変化により、国・県の動向に沿って設定しているもの、他自治体の取組等を参考にしているものなど、様々な行政課題について調査・検討を行い、各担当課で設定しています。

また、目標達成までのプロセスについては、明確な目標値を設定し、達成に向けて計画的に取り組みを進めていきます。

それから、総合計画の進捗管理は、各所管で把握・評価を行い、予定より進捗が遅れているものは、担当課と政策担当課で協議し、修正案を講じます。

問 重点プロジェクト2の定住人口・関係人口に対する具体的な施策を問う。

答 市長

これまで新婚世帯、子育て世帯への家賃補助事業や住宅を取得された世帯に対し、固定資産税相当額の奨励金を交付するほか、低廉で質の高い住宅団地の整備を実施するなど、様々な定住施策を展開してきました。

後期基本計画(案)では、これまでの施策の検証を踏まえ、効果的な定住施策を実施し、民間活力も視野に、先進事例なども勘案しながら付加価値の高い受け皿づくりを検討します。また、地域外の人材が地域創りの担い手となることが期待される関係人口の創出についても、全庁的に取

り組みます。

問 重点プロジェクト3の環境保全について脱炭素への具体的な施策を問う。

答 市長

令和4年度から令和5年度にかけて、第2次宮若市環境基本計画を策定中であり、その中で脱炭素への具体的な施策について検討していきます。

問 宮若市は北九州都市圏域において令和4年4月26日付けで脱炭素先行地域エリアに選ばれている。令和4月に選定され、令和5年度まで1年かけて具体策を検討となると、1年8箇月も具体的な施策がない期間が生まれてしまっているのではないかと問う。

答 環境保全課長

令和4年10月には、本市の係長級以上の職員を対象に地域脱炭素について、九州地方環境事務所の専門官2名をお招きして研修会を行いました。また、現在、第三者保有方式による高効率の照明、LEDへの交換について、リコリスとハーフトル、パレットの3箇所



松岡 史倫

市発注の契約事務について地域経済の振興政策について

問 契約事務の適切な運営について伺う。とりわけ随意契約とする要件の妥当性、公平性、透明性の確保、またコンプライアンスの確立について伺う(※具体的な事例のひとつとして農業観光振興センター整備事業を取り上げる)。

答 市長

契約事務については、地方自治法等関係法令に基づき実施しており、特に随意契約にて発注する場合には、地方自治法施行令及び令和3年度に策定した「宮若市随意契約ガイドライン」に基づき事務処理を行っています。

問 宮若市随意契約ガイドラインについては、職員への周知を行い、契約事務処理の妥当性や公平性、透明性の確保に努めているところ

です。

問 地域経済のメインプレーヤーである中小企業への振興政策について、これまでの取組の検証を踏まえた現状の課題と、今後の対策について伺う。また本市の特色を活かした商工農経済振興の方針について伺う。

答 市長

現在、中小企業等の振興政策については、中小企業振興条例に基づき、商工団体や関係機関等と連携を図りながら、市内中小企業者等に対し、新規事業所開設支援補助金や本年度より実施している中小企業等人材育成補助金事業などの各種制度を始め、研修会や相談を実施の情報提供などによる支援を行っています。

また、本市の特色を活かした商工農経済振興の方針については、PFI法に基づく官民連携事業にて公共施設の運営がなされている「AI開発センター」や「農業観光振興センター」「産地産直レストラン」などを活かして、新産業の創出、市の魅力や農産物のブランド力の向上、観光交流人口の拡大のための取組を進めることで、本市全体の経済発展に繋がっていきたくと考えています。



山元 秀一



清水の雲海
※写真同好会提供



清水寺 竹灯籠
※写真同好会提供



百合野山荘 毛利門



宮若市消防出初式

編集後記

令和4年は、新型コロナウイルス、ロシアによるウクライナ軍事侵攻及び、アメリカFRBをはじめ、世界各国による利上げ等の影響により日本の消費者物価指数は約40年ぶりの伸び率を記録しています。このような情勢の中、緊縮財政や金融引締めめが気運が高まっており、欧米諸国と比べ実質賃金の上昇が少ない日本にとっては、インフレ目標を達成できないままデフレとなり、「失われた30年」が再び到来するのではないかと懸念されます。その影響は宮若市のような地方自治体の今後にも深く影を落とすかもしれません。このような先行き不安な世の中でも、令和5年は、宮若市議会が一丸となり市民生活を脅かす影を追い出せるような市政への取組を通し、明るく住みやすい町づくりを、より一層チカラをいれていきたいと思えます。皆様にとりまして、健康で辛多き年でありませう、衷心よりお祈り申し上げます。

清水 健太郎

議会広報調査特別委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 山元秀一 |
| 副委員長 | 松岡史倫 |
| 委員 | 染矢正次 |
| 委員 | 清水健太郎 |
| 委員 | 藤春優二 |
| 委員 | 神谷喜久雄 |
| 委員 | 安河英幸 |